

南山城村から転出される方へ

新しい住所にお住まいになりましたら、住み始めた日から14日以内に、新住所地で転入の手続きをしてください。
(正当な理由なく手続きを行わない場合は、過料に処せられることがありますのでご注意ください。)

転入の手続きに必要なもの ※詳しくは新住所地へご確認ください。

- | |
|---|
| ① 転出証明書 ②届出人の本人確認書類(運転免許証等) ③届出人の印鑑
④ マイナンバーカードまたは住民基本台帳カード(お持ちの方のみ) |
|---|

- ・代理の方が手続きをされる場合は委任状が必要です。
- ・外国籍の方は「在留カード・特別永住者証明書等」が必要です。
- ・住民基本台帳カード/マイナンバーカード(個人番号カード)で特例の転出をされた方は①の転出証明書は発行されません。全員の住民基本台帳カード/マイナンバーカード(個人番号カード)を持参して手続きをしてください。手続きの際、住民基本台帳カード/マイナンバーカード(個人番号カード)の暗証番号が必要になります。

印鑑登録をされている方

- ・転出(予定)日をもって南山城村での印鑑登録は廃止となります。必要な方は新住所地で新たに印鑑登録の手続きをしてください。

住民基本台帳カード/マイナンバーカード(個人番号カード)をお持ちの方

- ・継続利用の手続きを希望される方は、新住所地で手続きをしてください。
- ・署名用電子証明書は失効します。必要な方は新住所地で手続きをしてください。
手続きの際、住民基本台帳カード/マイナンバーカード(個人番号カード)の暗証番号が必要になります。

国外転出の手続きをされた方

- ・転出証明書は発行されません。再入国後に住所登録される方は転入届が必要となります。
(詳しくは転入先の市区町村までお問い合わせください。)
- ・マイナンバーカード(個人番号カード)を海外への転出届時に返納していない方は、再入国後に有料での再交付となります。返納していない方は、転入先の市区町村に全員のマイナンバーカード(個人番号カード)を持参してください。
- ・再入国後に住所登録される方は、パスポートの入国日のスタンプを確認します。入国時に顔認証ゲートか自動化ゲートを使用する場合は、①入国日のスタンプを押してもらうか ②搭乗チケット半券、もしくは ③入国日を確認できる物(荷物タグ・前住所地の日付入りスタンプ等)を持参してください。

転出証明書に記載されている内容が変更になったとき

- ・転出証明書はそのままお使いいただけます。変更事項をお申し出の上、転入の手続きをしてください。

転出証明書を紛失したとき

- ・村役場税住民福祉課で転出証明書の再交付の手続きをしてください。来庁して手続きができない場合、郵送での手続きも可能です。詳しくはお問い合わせください。

予定していた転出を取り消すとき

- ・転出証明書と本人確認書類を持参して、速やかに転出取消の手続きをしてください。転出予定日を過ぎている場合はお問い合わせください。

転出予定日までの間に南山城村の住民票の写し・印鑑登録証明書が必要になったとき

- ・住民票の写しの交付を希望される方は本人確認書類を、印鑑登録証明書の交付を希望される方は印鑑登録証を窓口までお持ちください。

マイナンバーカード(個人番号カード)を申請するとき

- ・転出後、新しい住所地の市区町村にて申請の相談を行ってください。

転出手続きガイド

手続きの際は、本人確認書類（運転免許証等）と印鑑を必ずご持参ください。

南山城村から転出するときは

（転出届は、村外へ転出する日が決まったらあらかじめ、または転出してから14日以内に手続きをしてください。）

項目	手続き	担当課
転出届	転出先を記入してください。転出先の市区町村に提出する「転出証明書」を交付します。	税住民福祉課 0743-93-0103
印鑑登録	印鑑登録証（カード）を返却してください。南山城村での印鑑登録は廃止になりますので、新住所地の窓口で新たに登録してください。	
マイナンバーカード	南山城村での手続きはありません。（新住所地の窓口に参加し、継続利用の手続きをしてください。）	
国民年金	南山城村での手続きはありません。（新住所地の窓口で住所変更の手続きをしてください。）	
児童手当	転出の手続きをしてください。	
保育所		
原動機付自転車等	125cc以下の原付等を所有している方は廃車手続きをしてください。（必要なもの：ナンバープレート、印鑑）	
国民健康保険	転出の手続きをしてください。保険証・高齢受給者証を返却してください。	保健医療課 0743-93-0104
後期高齢者医療保険	保険証を返却してください。（府外転出の方は「負担区分証明書」を交付します。）	
福祉医療 （医療費の助成）	子育て支援医療 重度心身障害者医療 ひとり親家庭医療 老人医療 受給者証を返却してください。	
介護保険	保険証を返却してください。要介護（要支援）認定を受けている方には、「介護保険受給資格証明書」を交付します。	
水道	水道の使用をやめる場合、停止の手続きをしてください。	建設環境課 0743-93-0106
犬の登録	南山城村での手続きはありません。（転入先で登録の手続きをしてください。）	